

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：料金收受職における女性社員比率20%を目指します。

#### <対策>

- 令和2年4月～
  - ・当社の事業内容や採用情報を積極的に広報し、女性社員比率向上に努めます。
  - ・採用ホームページにおいて活躍する女性社員を積極的に紹介します。

目標2：育児休業、介護休業などを希望する女性社員等が、安心して制度を利用できる職場環境を作ります。

#### <対策>

- 令和2年4月～
  - ・社内ネットワークなどにより、育児休業、介護休業について、周知・啓発します。

目標3：女性社員が安心して働けるための必要な施設や設備を、社員の意見や要望等を踏まえ、関係機関と調整を図り業務環境や職場環境の改善に努めます。

<対策>

● 令和2年4月～

・職場の意見を踏まえ、女性専用の休憩室（仮眠室）、更衣室及びシャワー室等の施設をより充実します。

目標4：女性社員相互のコミュニケーションを促進し、意識の向上を図れるようなネットワークを検討し、実施します。

<対策>

● 令和2年4月～

・女性の意識向上や安全で快適な勤務環境・生活環境の整備を目的とした女性活躍推進会議等を開催します。

目標5：女性の活躍推進に関する情報及び取組みを社内で共有するとともに、社外に対して情報発信します。

<対策>

● 令和2年4月～

・自社のホームページや社内報等を活用し女性の活躍推進について、情報発信します。

目標6：有給休暇取得率75%を目指します。

<対策>

● 令和2年4月～

・月1回の有給休暇取得を社内掲示板等で促進を行います。

以上

女性の活躍に関する情報公表ならびに  
男性労働者の育児休業取得率の公表

女性の活躍に関する情報公表ならびに男性労働者の育児休業取得率を公表します。

1. 女性の活躍に関する情報公表

公表項目	全体
採用した労働者に占める女性労働者の割合	28.90%
有給休暇取得率	81.70%

<男女の賃金の差異>

区分	男女の賃金の差異
全労働者	89.40%
正社員	83.20%
パート・有期社員	112.60%

- ・対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・正社員：役員、出向者を除く
- ・パート・有期社員：再雇用、パートタイマー等の有期雇用社員
- ・賃金:通勤費を除く総支給
- ・公表日：令和5年4月27日

## 2. 男性労働者の育児休業取得率の公表

育児休業等をした男性社員の数	0名
配偶者が出産した男性労働者の数	10名

- ・対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・公表日：令和5年4月27日

以上